

1 事業名

市道路線の廃止

市道 1-214 号線、市道 1-215 号線、市道 1-217 号線、市道 1-219 号線

2 事業の概要

上記 4 路線については、都市計画道路東京狭山線の一部が供用開始されることに伴い、当該路線の供用開始区間と接続し、重複する部分が生じることから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

廃止する 4 路線の場所、延長及び幅員については、議案書添付の案内図のとおりである。